

科学研究費補助金・学術創成研究費

## ポスト構造改革における 市場と社会の新たな秩序形成

—自由と共同性の法システム—

科学研究費補助金・学術創成研究費  
(平成19年度～平成23年度)  
研究課題番号 19GS0103

### 目次

国際ワークショップ	59
部会研究会	60
活動記録	66
編集後記	66



## 国際ワークショップ

### 平成21年度 第2回 国際ワークショップ

フェリックス・シュテフェク氏  
(Felix Steffek: MPI 研究員)

#### 企業再建および倒産の比較法的分析 —金融危機下における規制の課題、企業 グループの倒産問題と倒産法制間の競争—

Corporate Rescue and Insolvency in Comparative Perspective -  
Regulatory Challenges in the Time of the Financial Crisis,  
Group Insolvencies and Competition among Corporate  
Insolvency Law's

シュテファン・エンケルマイヤー氏  
(Prof. Stefan Enchelmaier: ヨーク大学教授)

#### 英国会社法と大陸会社法にかかる比較法的検討 —少数株主保護を素材として—

Some comparative remarks on English and continental company  
law –minority shareholder remedies as an example

日 時：平成21年12月9日(水) 13:30～18:00  
場 所：京都大学法経本館4階 大会議室

【概要】Steffek氏の報告においては、会社の倒産と再建に関する英国とドイツの規制のさまざまな側面について分析が行われた。第1パートにおいては、会社の倒産について、①破産手続きの開始、②取締役の責任と義務、③取締役の資格剥奪・資格制限、④公的な調査、⑤株主の責任という5つの視点から分析がなされた。その結果、ドイツでは倒産分野を主として強行法規で規律するのに対して、英国では私的アレンジメントによる債権者の自衛を重視することが指摘された。英国のアプローチには、私的アレンジメントにより、硬直性と過剰規制を避けるというメリットがある。他方で、私的アレンジメントの重視は銀行のような強い交渉力とモニタリング能力を有する債権者がいれぱうまく機能するが、そうでなければ零細債権者が自衛することは困難であり、保護が薄くなるというデメリットがある。英国とドイツの規制の違いは、各関係者の自由を民事責任をとる義務によってそれぞれ制限すべきか(ドイツ型)、関係者に広い自由を認めつつ、一部の者に対してのみ厳しい制裁を加えるべきか(英国型)という問題提起だととらえることができる。第2パートにおいては、会社の再建についての分析がされた。古典的問題として管財人は誰が選択すべきか、現在の問題としてドイツの株主・債権者の再建手続き中の同意原則や英国における債権者の集合行為問題の解決策、国際統一倒産法の可能性について、将来の展望として私的整理や倒



産手続き開始前に事業の売却等を決定しておく Pre-packs について論じられた。

報告の後、「取締役は誰に対して責任を負うか」という議論が倒産手続きに与える影響や、「会社の存立を破壊する侵害にかかる責任」についてなどの議論がされた。

次に、Enchelmaier氏の報告においては、英国(主にイングランド)とドイツの会社法の規制態様の違いについて、①法源、②経営機構、③資本制度、④倒産という4つの領域に関して論じられた。①法源に関しては制定法と判例法、コモン・ローとエクイティについて、②経営機構に関しては株主総会と取締役会の権限やコーポレート・ガバナンス・コードないし統合規範について、③資本制度に関しては最低資本金規制や株券の意義について、④倒産に関しては申立て手続きの違いや、裁判所の介入度合いの英独間の相違について分析がされた。そして、英国では歴史的な経緯に基づく法がパズルのように組み合わさっているが、同時にプラグマティズムが息づいているのに対し、ドイツでは整然とした、抽象的な概念形成がなされた法体系であることが指摘された。そして、Enchelmaier氏は裁判所の判断に研究者の考え方が採り入れられることがあり得る点でドイツの方が望ましいと述べた。

報告の後、英独のコーポレート・ガバナンスの実態についてや、英独の司法制度の違いを踏まえた法形成のあり方についてなどの議論がされた。

\* \* \*

### 平成21年度 第3回 国際ワークショップ

エリック・ミヤール氏  
(Professeur Eric Millard パリ・ナンテール大学教授)

#### 家族と憲法

Le droit constitutionnel de la famille

日 時：平成22年1月26日(火) 17:00～18:30  
場 所：京都大学法経本館4階 第1演習室

【概要】本報告ではまず、「家族と憲法」という問題設定が3つの異なる側面を持ちうるということが指摘された。第1に、民法の憲法化一般にかかわる「家族法の憲法化」は、家族法においては憲法的規制によって個人の自由を制限する面のあること、また、憲法の介入により民法的な理念が不明確化するおそれのあることが問題である。第2に、家族に適用される憲法とは何かを問題とする「憲法的家族法」については、歴史的理由によりフランス憲法の中には家族に関する規定があまりなく、家族はむしろ税法や行政法など憲法以外の公法の領域の中で扱われ、家族に関する規定は憲法上の権利の形ではなく、政策的な目標に関するものとして置かれている(1946年憲法前文)。第3に、「家族の法的理論構成と憲法」は、法制度化されていない部分も含む問題領域である。個人主義原理に基づく民法典には家族の地位を直接に定める条文はなく、個別の制度のみが置かれている。憲法が権利・利益の



主体とするのも個人であって、集団としての家族ではない。このため、憲法院も、重婚の扱いなど個別の法制度の解釈を通じてのみ規制を及ぼす。他方で、婚姻や相続は1人ではなくつねに集団の問題であり、正統な家族を社会制度として保護する視点が出てくる。とりわけ、どの範囲の人に子をもつ権利があるかは、同性カップルや生殖補助医療のあり方に関連して重要な問題となっている。子に関係しない成人同士の関係の問題はそれよりは重要性が低く、契約的で多様化している。



1999年に導入された新しい制度 PaCS (民事連帯協約) は成人2名のパートナー契約であり、立法者は政治的な意図から、様々なケースに用い得る普遍的な制度であるとしていたが、憲法院は PaCS が異性及び同性のカップルに関するものである旨を明確にした。「正常な家族生活を送る権利」につき、憲法院は、欧州人権条約が婚姻の権利を個人の自由を含めるとしつつも、正常な家族の範囲を制限的に解する。すなわち、PaCS はパートナー関係として婚姻に劣後し、婚姻と同様の親子関係も認められない。フランスへの移民の母国の多くが認める一夫多妻も禁止される。憲法院は PaCS を性的関係に基づくものに限定し、国籍取得のための偽装カップルを防止しようとしているが、性的関係の調査は困難だという問題がある。また憲法院は PaCS カップルには養子を取る権利がないとしたが、2008年に欧州人権裁判所はこれが原則として差別にあたるとの判断を下したため、議論を呼んでいる。

報告を受けた討論では、憲法院が念頭に置く正統な家族像が生殖を前提とし、一定の宗教・人口政策に基づいているのではないか、欧州人権裁判所と憲法院との判断の相違をどう解決するか、制度化されていない親子関係が多く実在することに取り組む必要があるのではないかと、等の問題について活発な議論が行われた。



持される倫理規範の意義が高まっており、人々の価値ある生活を實現・維持していく上で不可欠のものとなっているとの問題意識から、法と専門職倫理・組織倫理との関係など、現代社会における法と倫理との間の適切なコラボレーションの在り方に考察の焦点を合わせ、活気ある社会を可能にする秩序形成の在り方を模索する研究を進める意義を説いた。

次いで、那須氏は、環境ガバナンスの政治的条件について、そもそも「民主的な環境ガバナンス」が語義矛盾ではないかという疑問を抱きつつ、批判的検討を行った。環境ガバナンスの問題設定・構想には、専門家(とくに自然科学者)の理論知が不可欠の前提となっており、ガバナンスの過程が権威主義化する危険がある。かかる問題意識に基づき、那須氏は、環境倫理の中心的理念—世代・国教・種に関する自己中心主義の克服—を民主的に受容・支持される形へと練り直すべきだと説く一方、民主的な環境ガバナンスを支えるために果たしうる専門家の役割については、共感的批判者による争点の明確化と、規範企業家による課題・領域の限定と環境負荷の低い生活様式の提案・擁護が重要であると指摘した。また、環境ガバナンスに対する民主政の貢献可能性を再構想するため、テクノクラシー化への抵抗、諸政策・制度の政治的正当性の検証や、環境ガバナンスを先導する価値意識と文化の実験的な想像・試行・育成が重要であると説いた。このような見解との関連で、民主政は「最も説得し難い者」を説得する企てであるべきだと説く一方、専門家の役割については、再帰的・集合的パターンリズムの推進や規範企業家としての活動の意義を指摘した。



さらに、石本氏は、真に人間の尊厳を守る看護を目指すという観点から、看護における倫理教育の現況について、その背景や歴史的経緯も含めて紹介した。まず、なぜ看護倫理教育が必要かという点に関しては、歴史的に軽視されてきた看護にも重要な独自の価値観があることや、看護師が臨床で体験する種々のジレンマへの対処の必要が挙げられた。また、看護倫理教育の歴史的背景としては、アメリカと対比しつつ我が国における看護倫理の歴史が紹介され、いずれにおいても柱となっているナイチンゲール誓詞の趣旨が説明された上で、看護倫理に対する関心の高まりが、それに関する文献の増加に如実に表れていることが示された。その上で、石本氏は、看護倫理教育の現況と関し、看護実践上の基本的な倫理概念として、「責任」や「協力」とともに、「ケアリング」および「アドボカシー」を挙げ、一方では看護理論におけるケア・ケアリングの概念の受容と展開について、他方では看護によるアドボカシーの可能性と必要性について検討を行った。



最後に、大野氏は、公的/私的という区分の間に存在する領域に着目し、そこで展開される「市民社会」の活動との関連で、法の制度的な位置づけや国家の責任について検討を加えることの意義を主張した。大野氏は、国際関係のみならず身近なところでもグローバル化が進行しているとの認識に立ち、「市民社会」の活動は国家を通じた公的なものに限定されるものではなく、むしろそれらの問題や課題の性質からして、市民が家族・近隣・結社などで相互に扶助や支援をしつつ、自分たちの生活空間を自ら形成していくところにも、ある種の「公共」が存在すると説く。そして、参加や支援を含めて様々な形で展開されるこうした「公共」の活動を有意味にする上で、それに対する法をはじめとする制度的な位置づけがどのようにあるべきかを検討することが、法形成や責任といった法哲学上のテーマにとっても重要であることを指摘した。



## 部会研究会

### 平成21年度 第4回エンフォースメント部会研究会

(国際高等研究所 研究プロジェクト「法と倫理のコラボレーション—活気ある社会への規範形成—」との合同研究会)

◇日時：平成21年12月18日(金) 14:00~18:00

平成21年12月19日(土) 10:00~15:00

◇場所：国際高等研究所 セミナー1

◇テーマ：服部 高宏氏(京都大学大学院法学研究科教授、研究分担者)

「法と倫理のコラボレーション」

那須 耕介氏(摂南大学法学部准教授)

「民主政と専門家の役割について」

石本 傳江氏(山陽学園大学看護学部教授)

「看護における倫理教育の現在」

大野 達司氏(法政大学法学部教授)

「市民社会(論)と法思想史」

【概要】服部は、多様な専門領域に分化した現代社会において、専門職倫理や組織倫理など、各専門領域において独自に形成・維

\* \*

平成 21 年度 第 2 回市場秩序形成部会研究会

◇日 時：平成 22 年 1 月 9 日 (土) 14:00～18:00

◇場 所：メルパルク京都 5 階 会議室 2

◇報 告：西村 元宏氏 (公正取引委員会経済調査室・競争政策研究センター)

「インクカートリッジ訴訟に見る  
独禁法違反行為の主張可能性」

萩原 浩太氏 (公正取引委員会経済取引局総務課企画室・弁護士)

「消尽論の展開とキャノン判決」

【概要】西村報告：本報告では、知的財産法と競争法の具体的調整問題に係る総論的検討として、米国・EU において各々判例を中心に形成されてきた両者の調整規範が報告者独自の類型ごとに整理された上で、競争法運用の国際的整合性を重視する観点から、整理後の上記規範をわが国におけるインクカートリッジ事件の代表例に当てはめた場合の帰結が検討された。



報告者によれば、上記規範は、米国・EU ともに競争法の適用に比較的慎重である中、次の 2 つに分けられる。第 1 に、知的財産権に係る製品等の市場 A において市場支配力を持つ当該権利者が当該権利を行使して競争相手を排除する行為 (水平型排除行為) の違法性が問われるのは、①当該権利が不正な方法で取得されたものである場合又は②本来付与された範囲を超えて当該権利が主張されている場合のみである。第 2 に、知的財産権に係る製品等の利用が不可欠な製品等の市場 B における同種の排除行為 (垂直型排除行為) の場合、原則としてライセンス供与が合理的に命じられるが、それは市場 A と市場 B が分かれている場合に限られる。

そして、上記代表例であり、かつ、特許法等による権利の行使と認められる行為に対して独禁法の適用除外を定める同法 21 条と関係し得るキャノン事件 (最判平成 19 年 11 月 8 日) 及びエプソン事件 (知財高判平成 19 年 5 月 30 日) では、第 1 の規範が適用されるべきであり、両社の行為の独禁法違反を主張するには、両社が主張する特許権について上記①又は②であることを立証する必要があるとされた。

以上の報告の後、「垂直型排除行為」と間接侵害又は隣接市場との関係、上記「不可欠」の意味 (過剰規制のおそれ) 等に関して活発に議論された。



萩原報告：本報告では、知的財産法と競争法の具体的調整問題に係る各論的検討として、上記キャノン事件への独禁法適用可能性が検討された。

報告者によれば、わが国の判例上、上記適用可能性を検討するためには、①本件インクタンクに関する原告キャノンの特許権が消尽しているか、②①が否定される場合、本件再生品の輸入・販売に対する原告の差止請求が特許制度の趣旨の逸脱又は特許権の濫用に該当するかを検討しなければならない。そこでまず、わが国における消尽論の根拠、譲渡された物の修理・再利用等において消尽が認められる範囲に係る社会通念説・生産説の分類及びその詳細等が紹介され、その後、本件の第 1 審判決から最高裁判決に至るまで詳しく検討された。その上で、①が否定されることは最高裁において確定しているが、インクの再充填が敢えて強調されている本件では、②が肯定される余地があると指摘された。

以上の報告の後、本件に対する判決自体の評価、インクの再充填と本件特許権侵害の関係、消尽論と独禁法の関係等に関して大変活発に議論された。

\* \*

平成 21 年度 第 5 回エンフォースメント部会研究会

◇日 時：平成 22 年 1 月 9 日 (土) 14:00～16:30

◇場 所：芝蘭会館別館 研修室 2

◇報 告：河 幹夫氏 (神奈川県立保健福祉大学教授)

「社会福祉基礎構造改革—新しい公共と法を考える—」

【概要】河氏は、厚生省社会・援護局施設課長、同局企画科長、厚生労働省参事官 (社会保障担当)、内閣官房・内閣審議官等を歴任され、本報告のテーマである社会福祉構造改革の実現に尽くされた。関西社会保障法研究会との合同で開催した本研究会では、施行後 10 年を迎えた同改革の趣旨・理念について、法および公共の在り方と関連づけて話していただいた。



河氏によると、社会保障論には、現金給付か社会サービス給付か、生活保護か社会保険か、「平等」年金か「公平」年金かといった「大きな流れ」の対立があるが、基本となるのは、その時・その場で提供が行われねばならないという社会サービスの特性を捉えることであり、その意味で社会サービスはもともと地域福祉論とつながるものである。その際、「人間の尊厳」は「自由 (権) の尊重」が基盤であり、かつてのハンセン病の治療システムのように、人間の人生を断ち切って初めて社会権が満足されるとする考えは誤りだ。基本には自由権の尊重があり、それをどう支えるかは保護ではなく支援であり、社会権としての支援でなければならない。

社会サービス論の「舞台」と「舞台装置」という比喻を用いるなら、舞台の上ではサービス提供者がサービス利用者と顔を見合わせて自由にサービス提供を行う。他方、舞台を成り立たせる舞台装置にあたるのが社会保障制度であり、その理念が連帯であって、保険か税金かというようにその在り方は時代により変わってきた。また、国民の負担を求める以上、民主主義との関連で、サービス提供の支援の在り方のルールをどうするかが問題になる。

社会福祉基礎構造改革は、社会福祉の在り方を、平等化・公法・恩恵を旨とする従来の公的措置制度から、舞台の上では、経済的要因に関しては公平な応能負担により、法律的要因としては私法に基づき、社会的要因としては対等な関係にある「市民社会」を実現し、それを舞台装置の側で、社会連帯に基づき経済的・法律的・社会的に下支えするという体制へと転換するものである。こうした改革の背景には、人々の生活が豊かになったことに加え、少子・高齢化の進展、家庭機能の外部化、地方自治体の変容 (中央集権的な統治的組織から自治組織へ) がある。

重要なのは、社会サービス費用を社会的に支援する理由を議論することだ。ハンセン病療養所のように、公権力の行使に伴う行為は措置制度であるから、国が金を出す。また貧困についても、所得分配の考えが取り入れられ、措置制度として生活保護が行われる。これに対し、介護保険では、サービス市場 (「いちば」と呼ぶ方が相応しい) の整備が必要であり、それは自立支援のためのものである。しかし、市場の世界でよいと言っているのではない。市民社会を前提に設計するが、それとペアにして、舞台の上での下支えのシステムを設ける必要がある。サービス情報の提供、権利擁護事業、苦情処理、社会福祉法人の活性化という 4 つのサブシステムがそれであり、これらが保護を目的に前面に出るべきでないのは、消費者保護行政の場合と同様である。

以上のように説いて、河氏は、ここで起こっていることが、国家の論理か個人の論理かという枠組みでは整理できない、新たな「公共」と捉えるべきではないかと示唆した。そして、舞台装置と舞台の上についての議論もまた、そうした公共の場に据えられるべきであると指摘した。

質疑応答では、社会法という法領域をどのように位置付けるかという問いの他、河氏の社会権の捉え方に対する異論も出され、活発な議論が行われた。



平成21年度 第7回社会秩序形成部会研究会

◇日時：平成22年1月16日(土) 15:00~18:00  
 ◇場所：芝蘭会館別館 研修室2  
 ◇報告：解 亘氏(南京大学法学院副教授)  
 「中国における裁判例研究の問題性」

【概要】本報告は、最近の中華人民共和国における裁判例研究の展開とその特徴を日本法と対比して紹介するものである。

まず、本報告では、中国法において判例法を認めるべきかという問題について否定説と肯定説があり、後者はさらに判例法型と裁判例指導型に分かれることが中国固有の状況と関連づけて説明された。



次に、中国では必ずしも裁判例の全文が公表されているわけではなく、判決理由も全体的に不十分であることが指摘された。もっとも、近年では質量ともに改善が見られ、これに対応して判例評釈も盛んになっているとされる。また、中国における裁判例研究には、①選択の基準が不明確である、②質量ともに貧弱なものが多い、③裁判官が執筆主体である、④先例的価値のある規範の抽出や分析といった視角が希薄であるという問題点があることが指摘された。

第三に、このような問題の原因として、①必ずしも最上級審裁判所(最高人民法院)が終審裁判所とならない四級二審制が採用されていること、②司法解釈(最高人民法院ないし最高人民検察院が法の適用について公表した有権解釈であって、抽象的な規範群の形をとるもの)が存在し、「裁判例指導制度」という、ハードな判例法を形成する制度が採られていること、③「審理報告」(担当裁判官が合議体に提出する事実認定及び法律適用に関する意見書)の非公開など、判決文が不完全にしか公表されず、裁判官の法学的素養の問題ともあいまって判決理由中に法律論が乏しいこと、④裁判官の評価システムと学会における裁判官軽視の風潮のため、裁判官が判例評釈の主体となっていること、⑤指導裁判例を特定できれば先例規範を簡単に抽出できるという暗黙の了解が裁判所と学界の双方に共有されていることが指摘された。

その上で、より根本的な原因として、「判例≠裁判例」という認識に問題があるのではないかという分析が示された。一定レベル以上の裁判所が一定の手続きを踏まえて公表した裁判例だけが「判例」としての資格を有するという考え方である。しかし、報告者は、事実上の拘束力はその他の裁判例にも認められるのであって、先例拘束性のある規範を抽出することを目的とした判例研究の必要性は減じられないとして、このような態度を批判する。また、法学教育においても、的確な判例の紹介と分析が不可欠である。そのため、規範の抽出を目的とする学術的な判例研究が必要だとされた。

本報告については、司法解釈の正統性のコントロール、法律に反する法形成の有無、伝統中国における「法」の理解との関係、「生ける法」と判例を結びつける議論の日本特有の傾向などについて、極めて活発な質疑応答が行われた。

\* \*

平成21年度 第3回市場秩序形成部会研究会

◇日時：平成22年2月2日(火) 15:00~17:30  
 ◇場所：メルパルク京都6階 会議室5  
 ◇報告：舟田 正之氏(立教大学法学部教授)  
 「独占禁止法と取引の自由」

【概要】本報告は、競争と自由に関する論点を法理論的観点からいくつか提示するものであった。

まず、近年の独禁法における執行力強化の方向性には積極的に評価すべき側面はあるものの、執行力の強化は排除すればそれだけで十分な違法行為に対しても制裁を強化する側面があるため、

本来排除するに足る違法性行為の識別を曖昧にすることになりかねず、むしろ積極的な社会形成、日本独自の取引慣行及び競争の特殊性を踏まえた法の運用にこそ重点が置かれるべきと指摘された。



その上で、次のような考えが示された。第一に、経済秩序と法秩序に関して言えば、1930年代のドイツで生じたオールド自由主義の中心的人物 F. ベームが示した、国家制度と明確に区別されるべき経済制度及びそれを支える私法的秩序という構想に依ると、その秩序を成立させる私的自治は競争機能を暗黙の前提としており、現代の法秩序は結局、競争機能を独占禁止法という形で明示し、その実効性を確保することによって初めて市民社会としての正統性を主張できるとともに、最適な資源配分の達成という形で経済秩序と調和することができる。第二に、支配と自由に関して言えば、行為者に対する規制という形式で表れる独禁法においても、むしろ当該規制が向けられる者、つまり取引の自由の担い手にまず着目すべきであり、それは主に組織としての企業である。したがって、その自由は、個人の自由とは異なり得るものであり、また、企業内の個人の自由に配慮しながら考えられなければならない。第三に、独禁法の目的に関して言えば、独禁法は競争過程への害(不公正な取引方法)と市場における競争機能への害(私的独占及び不当な取引制限)を介入根拠とするものであり、前者は、各事業者が市場に自分の業績を提示し、それを比較に供するという競争(業績競争)過程に参加すること自体を害することとして捉えられる。最後に、民法との接点に関して言えば、個人に立脚する伝統的な意思主義からの変容を迫られている民法と独禁法は接点があり得る。

以上の報告の後、企業の自由と消費者(個人)の自由の対立・相違を独禁法との関連でどのように理解すべきか、独禁法における私的自治論とはどのようなものか、中小企業主保護をはじめとして組織が抱える問題を念頭に置いた日米競争法の歴史的展開及び近年の動向、ベームの議論の社会的背景、ベームの「業績競争」概念と1960年代のドイツにおけるそれとの相違、独禁法学における厚生主義的帰結主義の評価等に関して活発な議論が繰り広げられた。

\* \*

平成21年度 第4回市場秩序形成部会研究会

◇日時：平成22年2月5日(金) 15:00~17:00  
 ◇場所：京都大学法経北館3階 第13演習室  
 ◇報告：重本 達哉氏(京都大学大学院法学研究科研究員(学術創成))  
 「ドイツ行政法執行システムの構造  
 —行政行為と行政執行の法的関連性を中心に—」

【概要】本報告は、わが国におけるいわゆる行政強制と淵源をとるに、ドイツの行政執行が現在どのように法制化されているのかについて検討するものであった。

まず、ドイツでは連邦と州が独自に行政執行全般に係る一般法を整備しており、その結果、行政執行の個別論点を検討する際には各行政執行法制の異同に注意を払わなければならないことが指摘された。次に、ドイツ行政執行法全般にわたって明示的に定められている要件として、行政執行過程の起点となる行政行為(基礎処分)に不可争力が生じていること又は法的救済手段に停止的効果が生じていないことが挙げられるが、警察法の領域をも含めて検討を進めると、これらは容易に排除され得るものであることを明らかにした。そして、行政執行の一般的適法性要件として、基礎処分が無効でないことを確実に挙げることはできるが、それに止まらず、基礎処分が適法であることまで要求されているのか、言い



換えれば、基礎処分の違法性が行政執行に一般的に承継されるのかを検討し、関連法制は、これを否定する方向で歴史的に展開しつつあるように思われること、判例もまた基本的に否定説の立場を採っており、学説も同様であることが示された。もっとも、上記のような議論状況にもかかわらず、基礎処分が適法であることまで要求する肯定説が少数ながら現在なお存在することに着目し、その論拠を、それに対する批判・異説とともに逐一採り上げ詳しく検討した。その中で、報告者は、否定説に立ちつつも、執行費用の給付決定に対する取消訴訟において基礎処分の適法性を争うことを認める見解があること、さらには、行政執行の終了による基礎処分の<決着 Erledigung>を否定することにより、基礎処分に対する取消訴訟を引き続き認める見解もあることを指摘した。最後に、以上の検討を踏まえた上で、上記の権利保護形式に係る見解は、取消訴訟におけるいわゆる狭義の訴えの利益等のわが国における法解釈に関しても参考となると述べつつ、現代ドイツの実定法構造は、行政執行の一般的要件として基礎処分が無効ではないことを要求しているに過ぎないものの、行政行為又は行政実体法と行政執行の法的関連性及び行政執行法・行政訴訟法間の多様な相互作用に基づいて、個別具体的かつ柔軟に行政執行の適法性要件を加重し得る構造になっていることが指摘された。

本報告に対しては、「適法」「有効」「違法」それぞれの言葉の意味の違い、本報告で言及された連邦憲法裁判所決定の事案の詳細、本報告の検討とわが国における違法性の承継論との関係等に關する質疑応答が行われた。

\* \* \*

#### 平成21年度 第6回エンフォースメント部会研究会

◇日時：平成22年2月8日(月) 14:00~16:00  
 ◇場所：京都大学法経本館4階 第1演習室  
 ◇報告：加藤 正明氏(京都大学大学院法学研究科研究員(学術創成))  
 「配慮・答責・共同体—客観的帰属論の基本構想・その1」

【概要】報告者は、因果関係論の問題の所在が結果負責をどのような価値と関係づけるかにあるとした上で、行為者の行為への倫理的な非難が客観的帰属の基礎になければならないところ、伝統的な応報理論のもとでは、行為が義務に反するにもかかわらず結果に対する問責がなされないことを根拠づけることができなかつたとして、義務とは異なる新たな倫理の提示を検討した。客観的帰属論の一場面に、行為者が問題の行動に代えて規範適合的な行動をとったとしても同様の具体的結果が発生する可能性ないし蓋然性を払拭できないという場合がある。報告者が「残余危険」と呼ぶこのような問題類型の解決策として学説で有力に主張されている危険増加原理の背景思想を明らかにすることで、報告者は上記の課題にアプローチした。それによれば、残余危険は、「人が何らかの行動をとろうとする際に直面する不確かさ」をあらわす。報告者はアルトゥール・カウフマンの寛容原理に着目して以下のごとく述べる。そのような状況下でなすべきなのは、他者が損害を蒙らないよう、個別具体的な予見を超えた最大限の注意を尽くすことである。そうした配慮を見せることなく冒険的行動に出た者に対して、法は不寛容にも損害が発生しないことの保障を求める。ここに、許された危険を超えて危険を高めた者が危険全体に対して答責的なのは、義務違反のゆえではなく、彼が他者に配慮すべき義務に違反したからであるとのレトリックが提示される、と。さらに、残余危険ケースにおける、行為者が義務適合的に行動しても損害が発生するかもしれないということは、「行為の相手が自己の利益・財を自力で擁護しきれない」ということも意味している。相手のそのような弱さを汲むことが「他者への配慮」の出発点であるとして、報告者は、「自らのとるべき行動を



具体的な他人との間に生じる人間関係から感じ取る」というケアの倫理を引き合いに出す。そうすることで、他者への配慮の起源は、理性というよりは、相手との関係を大事にする感情ないし性格(徳)であり、他者への配慮を欠いた行為は、たとえ動機が純粋でも、その徳のなさゆえに共感を得どころか、憤慨の対象となる。これが行為の反倫理性を基礎づけるのだ、と報告者はいう。そうだとすれば、応報は行為者への人格的非難というよりも、「もはや誰も行為者と関係をもちたいとは思わない」ということ、つまり、共同体からの排除を意味するものとなる。応報は垂直方向から水平方向へと転換するとして、報告者は「新しい応報思想」を提唱する。新しい応報思想のもとでは、国家が共同体のために刑罰権を行使することになる。ただし、国家と行為者の関係では、義務違反が刑罰を基礎づけるので、犯罪は、義務違反(行為反価値)と責務違反(結果反価値)の二元的構造になるのではないかと報告者は述べる。

以上の報告のあと、報告者の「新しい応報」論は社会防衛論になるのではないのか、報告者は国家に代わり「共同体」なるものが制裁を加えてもよいと考えるのか、共同体内部での責務を敢えて語ることに意味があるのか、などが議論された。

\* \* \*

#### 平成21年度 第8回社会秩序形成部会研究会

◇日時：平成22年2月10日(水) 13:30~18:00  
 ◇場所：京都大学法経本館4階 大会議室  
 ◇報告：岩永 昌晃氏(京都産業大学大法学部講師)  
 「労組法上の労働者」  
 木南 直之氏(新潟大学法学部准教授)  
 「従業員代表と交渉代表の関係について」  
 皆川 宏之氏(千葉大学法経学部准教授)  
 「従業員代表制度の検討—ドイツ法を素材に一」

【概要】岩永報告では、労働組合法3条に定める労働者の概念につき、「新国立劇場運営財団事件」、「INAX メンテナンス事件」、「ビクターサービスエンジニアリング事件」の3件の下級審裁判例をもとに問題の所在、および、解決の方向性が探られた。すなわち、契約解釈上、使用従属関係があることが認められた「CBC 管弦楽団事件」最高裁判決と違い、上記3事件は契約文言上は、個別の労務・業務の提供につき提供者に諾否権を認めるものであったため、この者が労組法上の権利を行使できるかが問題となり、いずれの事件も使用従属関係がないとの理由で労働者性が否定されたものの、ビクターサービスエンジニアリング事件で東京地方裁判所は労務提供の実態を考慮に入れる態度を見せた。報告者の認識では、労働が供給過剰な場面では契約上はいくら労務提供の自由が認められていても、労務提供者が労働条件の切り下げに応じざるをえない。したがって、使用従属関係の有無を契約内容の形式解釈から認定するのではなく、労務提供の実態への着目が基本的な方向性として支持される。ただ、労働者性の具体的な基準については、現実に労働を提供していること、契約相手とのあいだに専属関係があることのほかは、報告者に定見はまだなく、ドイツ法における被用者類似の者の概念が参考になるのではないかとこの所見にとどまった。報告後、使用従属関係というのは労働基準法上の労働者性の要素であり、判例のごとく労組法と労基法でパラレルに解する理論的必然性はないのではないかと、判例が労働者性を厳格に解するのは労働組合における団体性の要件を緩和したことの反面ではないのか、などの意見が交わされた。



木南報告では、従業員代表制度である過半数代表、あるいは労使委員会労働者代表委員と団体交渉代表の比較から、過半数組合の代表者、あるいは、従業員代表者に選任された組合代表者における、交渉代表と従業員代表の地位の併存問題をいかに解決すべ



きかが論じられた。すなわち、従業員代表は、就業規則の作成変更、職業安定にかかわる計画の策定などへの意見陳述において労働条件に事実上の影響を及ぼし、また、労使協定の締結において労基法の定める最低基準を緩和する、ないしは、計画年休協定や年休手当協定の場合に実際の労働条件を決定しさえするものであるところ、交渉代表と異なり、事業場におけるすべての労働者を、その個々の利害を超えて代表するだけでなく、使用者との関係では法的な身分保障を欠くし、団体行動などの取引手段がない。地位併存の問題につき、アメリカのごとく、従業員代表の判断を組合の意思とみなすことも考えられるけれども、組合代表者の排他的交渉権および公正代表義務という制度的前提を欠くわが国の現行制度になじまない。以上、従業員代表制度は労働条件の関与に不向きであり、立法論的には廃止が望まれるし、その場合、労使協定など、従業員代表制度が果たしてきた役割は行政官庁による代替が可能ではないかというのが、報告者の結論である。報告後、従業員代表は使用者に対して労働契約上の義務を負っているにもかかわらず、労使協定の締結を、自己の属する組合の団体交渉の取引材料とするのが地位併存問題であることが確認された。解決の方法としては、従業員代表の選任および解任手続を確立することも考えられるのではないかと、組合加入率の低いわが国の実情に照らせば、従業員代表により従業員の利害を汲み取らせることにも意味はあるのではないかと、などの意見があった。



皆川報告では、ドイツにおける事業所委員会制度の紹介がなされた。同制度とわが国の過半数代表法制との相違点としては、さしあたっては、代表委員の選任・解任手続が詳細に定められていることと、代表委員の不利益取扱いを禁止することで身分保障が確立されていることなどの確認がなされた。事業所委員会制度のように過半数代表法制を拡充すべきかについては、事業場における労働条件の統一の必要性はあるということ、労使協定の内容が就業規則等を介して労働条件となるとすれば、労使協定の意義・機能、さらには締結のプロセスを明確にすることは合理的であるということ、また、過半数代表には事業場における労働者全体の利害を調整する機能も期待できるという所見が示された。もっとも、以上の機能を過半数代表が果たすためには、身分保障を法定すること、使用者がその活動を補助することなどにより過半数代表者の活動基盤を提供することが必要であり、また、過半数代表の労働条件設定への関与のあり方については、労働条件の内容・性質に応じて、たとえば労働時間の配置や有給休暇取得日の設定といった事業場単位で行うことが適切な場合と、人事方針の策定など企業ないし企業グループ単位で行うことが適切な場合などに分けて法整備を行うことが必要であるとされた。報告後、ドイツでは、事業場における労働者の意見を民主的に集約して使用者の単独決定権を制約することが制度理念となっているのに対して、わが国の労使協議においては、労使間での柔軟な利害調整に重点が置かれる傾向があり、ドイツの制度をそのまま導入できないのではないかなどの意見があった。



\* \*

平成21年度 第9回社会秩序形成部会研究会

◇日時：平成22年2月14日(日) 14:00~18:30  
 ◇場所：京都大学法経本館4階 大会議室  
 ◇報告：小山 剛氏(慶応義塾大学法学部・大学院法務研究科教授)  
 「私法にかかわる基本権の3種の作用」

【概要】本報告は、憲法上の基本権の作用のうち、①防御権、②保護義務及び③基本権の内容形成の三つに分けて分析するもの

である。

まず、防御権については、国家の三権を拘束する作用が基本であるが、憲法上の権利が裁判所に何を命じるかについて、私人間効力論・直接効力説・無効力説の対立があるという指摘が為された。



次に、基本権保護義務については、国・加害者・被害者の法的三極関係を基本とする理論であり、私法規範の憲法適合的解釈を要請する点では私人間効力論に親和的な部分もあるものの、国家対加害者・国家対被害者の関係に着目する点で、従来の学説区分に当てはまらないことなどが指摘された。その上で、憲法が保障する人権には、防御権だけではなく、客観法的な作用(一般的抽象的な価値判断)があり、これが保護義務の根拠となり得るという、報告者の見解が示された。自然法や国家論的な基礎づけでは、憲法解釈の安定性が損なわれる虞があるため、基本権の客観法的作用から基礎づける方が望ましいというのである。

つづいて、防御権と保護義務の境界として、現状維持的作用であるという共通点と、国家の不作为義務(防御権)と作為義務(保護義務)を表すという相違点が示された。その上で、防御権は保護義務の、保護義務は防御権の、それぞれ制限の正当化の文脈で使われるという構造が示された。

第三に、基本権の内容形成論については、財産権保障を例として、これを体制選択の問題やローマ法的所有権概念への決断と見る法制度保障論や、制度設営義務を所与とするベースライン論との対比において、その特徴が示された。すなわち、法律に依存した権利が存在することを前提として作為義務を論じるのが内容形成論だということである。例えば、財産権と生存権は、憲法と民法の何れが先行したかという歴史上の偶然に拠って相違があるように見えるだけで、どちらも作為義務として統一的に記述できるというのである。

最後に、防御権・保護義務と内容形成の境界が論じられた。第一に、防御権と保護義務は相互に制約し合うことから、潜在的には、当事者の双方に、防御権と相手方との関係における保護義務が観念できることが指摘された。第二に、防御権と内容形成については、ある憲法上の権利ないし制度を内容形成する法律が①他の憲法上の権利を制約する場合は防御権の問題であり、②その憲法上の権利を制約するかに見える場合が内容形成の問題であるという区分が示された。第三に、内容形成と保護義務との関係については、権利の内容と限界が一体として定まると考えるのが内容形成論であり、自由を広く採り、防御権対保護義務という形で調整するのが保護義務論であるという相違が指摘された。

質疑応答においては、基本権保護義務と内容形成義務の関係を中心として、国家論との関係、実定憲法の規定の位置づけなどについて極めて活発な議論が行われた。

\* \*

平成21年度 第7回エンフォースメント部会研究会

◇日時：平成22年2月18日(金) 13:00~17:30  
 平成22年2月19日(土) 9:30~12:00  
 ◇場所：京都大学法経本館4階 大会議室(2月18日)  
 京都大学百周年時計台記念館2階 会議室IV(2月19日)  
 ◇報告：佐藤 彰一氏(法政大学法科大学院教授)  
 「自己決定/後見支援—これまでの研究と活動の成果—」  
 浅野 有紀氏(近畿大学法科大学院教授)  
 「リスク社会における私法の変容」  
 池田 恵利子氏(いけだ後見支援ネット)  
 「虐待対応を通してみる権利擁護と自己決定」  
 上山 泰氏(筑波大学法科大学院教授)  
 「地域権利擁護機関としての後見支援団体と地方公共団体(基礎自治体)の成年後見制度における役割について」  
 大塚 晃氏(上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授)

「ニーズの行方 — W.イグナティエフ  
『ニーズ・オブ・ストレンジャー』を手がかりに」  
菅 富美枝氏 (法政大学経済学部准教授)  
「イギリス成年後見法における  
『ベスト・インタレスト』概念の変容」  
名川 勝氏 (筑波大学大学院人間総合科学研究科講師)  
「日本の成年後見制度は国連・障害者権利条約  
第12条に違反するか?」

【概要】本研究会は、「自立支援と権利擁護」をテーマとして前年度より継続開催されている研究会であり、各方面の専門家による報告と意見交換を通じて実りある議論の蓄積を目指すものである。

**佐藤報告**においては、前回研究会の成果を踏まえつつ、とりわけ障害者の法的能力を巡る制度上及び運用上の問題が取り上げられた。社会福祉の基礎構造改革に際しては障害者による法的サービスの主体的利用が期待されたが、民事法上の成年後見制度の下では知的障害乃至発達障害を持つ者本人から契約能力が剥奪される(行為能力が制限される)という逆説的事態が生じている。刑事法上も、犯罪を犯した障害者は刑事責任を完全には免れないにもかかわらず、その処罰後の境遇に際しての施策(地域生活定着支援センター)のみが提供されているという偏りがある。障害者の自己決定支援をいかにして制度的に確立していくか、そして障害者に対して正義の要求が提起される局面とケアが提供される局面との協働失敗をいかに克服していくかが、今後の課題であろう。



**浅野報告**においては、「リスク社会」化の認識に照らして、自己決定支援と関連するいくつかの問題点が指摘された。一方で実践的次元においては、複雑化し予見困難になっているリスク社会にあっては、自己決定の範囲を拡大強化することは決定者本人のさらなる負担増大を帰結してしまい、あるいはその危険を免れさせるための組織が意思決定を潜奪してしまう虞がある(例えば取引フォームによる担保の自動執行)。他方で理論的次元では、現在自己決定が問題とされる諸局面(患者、消費者、労働者、高齢者の自己決定支援)においてはパターンナリスティックな規制の契機が不可避的に伴われており、ここで伝統的なリベラルな自己決定権論との整合性が問題となる。一例として成年後見制度においては、身上監護との関係でパターンリズムの問題が生じており、また自己決定促進が本人に損害の生じるリスクを高めることになるという側面も指摘される。これに対して不法行為法分野においては、公序良俗違反や取引的不法行為を通じて自己決定権侵害に対する保護を強化する動き(エンパワーメント)があり、本人保護の観点では示唆的である。



**池田報告**においては、高齢者虐待防止法を巡る実務上の状況が紹介された。高齢者介護における虐待には、「不適切なケア」から「顕在化した虐待」に至るまでの幅広い段階が存在する。虐待の防止及び解決に際しては、本人意思尊重及び自己決定支援(エンパワーメント)が目的として、本人が適切な人間関係を再構築できるように支援していくことが求められる。ただし、生命の危険のある場合、虐待解決の見込みが立たない場合、被虐待者本人が保護を求めている場合には、緊急保護(危機介入)の措置を行わざるを得ないケースもある。そのために、いくつかの市町村権限が規定されており、また「地域包括支援センター」のような制度も設けられている。



**上山報告**においては、ヒアリング調査を通じて、地方公共団体レベルでの成年後見制度の運用状況及びその問題点が検討された。現行法上、一定のケースにおいては自治体が積極的に成年後見制度を活用すべきことが定められている(高齢者虐待防止法における「市町村長申立」や「やむを得ない措置」)が、その運用実態は地域毎に様々であり、行政関与がほとんど行われていない自治体も存在する。その制度上の原因としては成年後見制度の制度上の位置づけ(財産管理制度か社会保障制度か)に由来する法的正当化根拠の曖昧さという問題もあるが、運用上の問題としては申立準備から後見発動までのタイムラグ、「措置」に対する過度の消極化、自治体の組織内部での啓発(周知)不足も指摘される。他方でNPO法人や社会福祉法人による後見支援組織についても、その役割の明確化、過剰負担の解消、経済的脆弱性の克服といった課題がある。これらの問題を認識したうえで、適切な公的後見システムが設計されていくことが望まれる。



**大塚報告**においては、「ニーズ」概念に関するW.イグナティエフの議論を手掛かりに、障害者福祉制度におけるニーズ調整と資源分配についての検討が提示された。イグナティエフは、個人の社会的ニーズの中で、「政治的及び社会的権利の言語によって特定されるニーズ」を、個人の潜在能力を開花させるための基礎的ニーズとして重視する。しかしそれが権利の言語によって表現される場合でも、権利言説それ自体の問題と並んで、(他人による)計量可能性、そして代弁の可能性及び正当性の問題が残されている。それを政治(福祉国家)の次元で遂行することは危険を伴うものであるが、連帯の言説によって完全に克服され得るものでもない。自己決定(権)尊重の言説に、可能性を見出したい(ケアの視座にも関わる)。



**菅報告**においては、イギリスの(成年後見類似の)意思決定支援法制の特徴及び意義が紹介された。この制度は、本人の自己決定支援(換言すれば、本人の自己決定に極力介入しない)のための制度であり、本人(個人)にとっての「ベスト・インタレスト」を追求すべきものとされている。ただし、その判断に際しては、従来は客観主義(客観的ニーズの追求)であったものが、主観主義(本人自身の意向の重視)への傾斜が近年見られる。



**名川報告**においては、日本の成年後見制度と国連障害者権利条約12条との整合性に関する検討が行われた。条約は、障害者が「他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める」ものとしているが、日本の成年後見制度は本人の行為能力に対する著しい制限を伴うからである。実際に法的能力を持ち得る障害者であっても本人の意思表示を受け止めることが困難になる状況は確かに存在し、また一定の限界を超える場合には、条約趣旨を尊重しつつもやむを得ないであろう。しかし、本人の能力存否を判定する基準が曖昧であるという問題、そして後見の類型変更が困難であるという制度上の問題がある。日本の後見制度の中で、能力判断システムを明確にしていく必要があると考えられる。



各報告の後、出席者の間で、ニーズ代行判断に際しての法的基準の主観主義と客観主義、未成年者と成年後見との運用上の異同、民法上の取消権との関係、消費者法との比較等について詳細な議論が交わされた。



平成21年度 第8回エンフォースメント部会研究会

◇日時：平成22年2月27日(土) 14:00~21:00

◇場所：京都大学法経北館3階 第13演習室

◇報告：毛利 康俊氏(西南学院大学法学部教授)

「N. ルーマン晩年の理論と法秩序論—DV法を素材に—」

樺島 博志氏(東北大学大学院法学研究科教授)

「現代型訴訟の特質と限界—水俣病事件をてがかりに—」

若松 良樹氏(成城大学法学部教授)

「奴隷契約について」

【概要】まず、毛利氏は、ニクラス・ルーマンの晩年の理論の独自性に着目し、そこから開かれる法秩序論の展望を概観し、その応用例としてDV法の分析を行った。毛利氏によると、ルーマンの理論は、システムと環境の複雑性の差異に着目した「前期」、オートポイエシス論の影響を受けて作動の再帰的連結を強調した「中期」を経て、「晩期」において、システム論と現象学の視点がついに合流し、意識システムと社会システムに関して、作動を<意味>空間という一般的メディアの変容過程として観察する動的双相理論に到達したとされる。一個同一の事態の多文脈的構成と多文脈的影響の把握を可能にするこうした見方からすると、DVという事象は、統合的「人格」の構成の場として理解されるコミュニケーション・システムであるところの家族ないし親密圏において、種々のコミュニケーション・パターンの歪み等によって生起する病理として捉えられる。その上で毛利氏は、晩期ルーマンのこうした見地は、DV法の制度設計において、DV認知から決着までの多文脈性の考慮を求め、事態の複雑性を歪めずに問題把握する可能性を開く点に魅力があるのではないかと説いた。



次いで、樺島氏は、複雑化した現代社会において司法・裁判がその機能を十分に果たしているかを、法の類型論と関連づけつつ、主に現代型訴訟に着目して検討した。樺島氏は、水俣病事件における病像論の争点を例に取り上げ、そこに立証責任の分配が客観的に妥当な解決を導くとは限らない等の要件事実論の限界や、損害賠償責任の法的責任をめぐる問題点を指摘した。そして田中成明教授の法類型論に依拠しつつ、水俣病事件の現代型訴訟としての特徴について、規準面ではハード・ケースとしての特質を備え、裁判の対象面では権利救済を超えて外に広がる傾向があり、手続・思考面では科学裁判としての性格が強いなど点を指摘した。その上で、裁判全体としてみた場合、効率的紛争解決、統制機能、予防的機能、交渉費用の公正な分配のいずれの点から見ても、水俣病裁判は「法の失敗」であり、法治国家の機能不全と評価せざるを得ないと説いた。そして、管理型法的な見方を強調するシステム論も生活世界を重視する批判理論も、自立型法が内在的に抱える問題を適切に捉えていないとした上で、最終的に一種の懲罰的損害賠償に適切な処方箋が求められるのではないかと示唆した。



最後に、若松氏は、奴隷契約が自律性の価値について考察するためのよい素材であるとの見方から、奴隷契約を批判することで契約全般を無効にすることなく、また奴隷契約を契約の例外として処理することもなく、むしろ個人の選択や契約の規範的意義を説明する統一理論の中にそれを位置づける道を探り、それとの関連で、自律的な生を強制することはなぜ許され、またそれを優先させる根拠は何かについて検討した。若松氏は、そもそもJ.S.ミルの見解の中に、契約が目指すべき価値(幸福)の観点からの説明と、契約により内在的な価値(自律性)からの説明との両方があるこ



とを指摘した上で、まず前者について、実際に奴隷契約を選択した人にそうすべきでないという説明する根拠がなく、奴隷契約の選択がいかなる意味で不正解が不明であるなどの問題点を指摘した。他方、後者については、コミットメント(オデュッセウスのセイレーンの歌の例が典型)や弱い独立性(自分が正しいと判断した人に従う場合)は奴隷契約と区別できず、または両立可能であるから、垂直的自律性(人生の重要な部分における自律性)を奴隷契約が侵害するかが問題になるとされる。そこで若松氏は、自律的な生を送ることの価値を説くJ.ラズの見解を検討するが、生の事実としての自律を所与として受入れる諦念をそこに見出し、納得しがたいと説いた。

いずれの報告についても、用語・概念の理解に関するものから原理的・内在的な批判まで、活発な議論が行われた。

活動記録 (対象期間：平成21年12月1日~平成22年2月28日)

- 平成21(2009)年
- 12月9日(水) 平成21年度 第2回国際ワークショップ
  - 12月18日(金) 平成21年度 第5回全体会議
  - 12月18日(金) 平成21年度 第4回エンフォースメント部会研究会 ~19日(土) //
- 平成22(2010)年
- 1月9日(土) 平成21年度 第2回市場秩序形成部会研究会
  - 1月9日(土) 平成21年度 第5回エンフォースメント部会研究会
  - 1月16日(土) 平成21年度 第7回社会秩序形成部会研究会
  - 1月26日(火) 平成21年度 第3回国際ワークショップ
  - 2月2日(火) 平成21年度 第3回市場秩序形成部会研究会
  - 2月4日(木) 平成21年度 第6回全体会議
  - 2月5日(金) 平成21年度 第4回市場秩序形成部会研究会
  - 2月8日(月) 平成21年度 第6回エンフォースメント部会研究会
  - 2月10日(水) 平成21年度 第8回社会秩序形成部会研究会
  - 2月14日(日) 平成21年度 第9回社会秩序形成部会研究会
  - 2月18日(金) 平成21年度 第7回エンフォースメント部会研究会 ~19日(土) //
  - 2月27日(土) 平成21年度 第8回エンフォースメント部会研究会

編集後記

平成21年度の活動についての2度目で最後の「学創通信」を発行いたします。年度末で編集作業を急いだため、多くの方々に原稿の執筆と校閲を短時間でお願いたしました。ご協力いただきましたことに、心より感謝申し上げます。

ウェブサーバーの更新に伴い、学術創成研究のメールアドレスが変わりました。新アドレスは、[gakuso@kaken.law.kyoto-u.ac.jp](mailto:gakuso@kaken.law.kyoto-u.ac.jp)です。これまでのアドレスもしばらくは有効ですが、やがて廃止されますので、今後は新しいアドレス宛に、お問い合わせなどお寄せいただきますようお願い申し上げます。

学術創成研究通信 第7号  
平成22年3月30日発行  
科学研究費補助金・学術創成研究費  
ポスト構造改革における  
市場と社会の新たな秩序形成  
—自由と共同性の法システム—  
研究代表者：川濱 昇

発行者：川濱 昇  
編集・製作：学術創成研究支援室  
連絡先：学術創成研究支援室  
〒606-8501 京都市左京区吉田本町  
京都大学大学院法学研究科  
Tel/Fax 075-753-3204  
[gakuso@kaken.law.kyoto-u.ac.jp](mailto:gakuso@kaken.law.kyoto-u.ac.jp)  
<http://kaken.law.kyoto-u.ac.jp/gakuso/>

